

氏名 _____

身体拘束適正化研修・ミニテスト

外岡潤

問1. 下記文章につき、正しければ○、間違っていれば×、どちらともいえなければ△を付けて下さい。

- (1) 「身体拘束」とは、身体拘束防止法により「利用者の権利を侵害し、自由な行動を制限する行為」と定義されている。
- (2) 4点柵のベッドは身体拘束だが、3点柵であれば身体拘束ではない。
- (3) 車椅子から落ちないように安全ベルトで固定することは、身体拘束には該当しない。
- (4) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (5) 身体拘束をする際は、常に事前に利用者の家族に報告し同意を得なければならない。
- (6) 違法な身体拘束は、身体的虐待に当たる。
- (7) 虐待をした職員は、虐待罪により逮捕される。
- (8) 認知症の利用者が拘束に希望又は同意すれば、身体拘束が違法となることはない。

問2. 身体拘束が例外的に許容されるための三要件を書いてください。

問3. なぜ身体拘束をしてはいけないのでしょうか。自分の考えを記載してください。

問4. 違法な身体拘束や虐待を予防・早期発見するために重要（効果的）と思われることを自由に挙げてください。（例：職員間のミーティング 現場の情報を上に確実に上げる仕組み 等）

以上、お疲れ様でした。